

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 35 号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

件 名	令和 7 年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について
提 案 理 由	令和 7 年度堺市立学校園教職員定数配分方針を策定するため、上程するものである。
議案（報告）の 概要又は要旨	【経過】 平成29年度の権限移譲後、毎年度、国の動向や本市の教育施策をふまえて、独自の教職員定数配分方針を定めており、令和7年度も同方針を策定する予定である。 【令和6年度の定数配分方針をふまえた今年度の取組】 ○総合的な学力向上の研究を行うため 小学校1校、中学校1校に教諭を加配 ○学校群モデルとして先進的な取組の推進のため 小学校7校、中学校5校に教諭を加配 ○小中学校における学年進行による段階的な38人学級の実施（小6・中1・中2）のため 小学校4校、中学校16校に教諭を加配 ○児童生徒の健康又は保健室業務の支援について巡回指導（養護教諭の指導）のため 小学校3校に養護教諭を加配 【令和7年度定数配分方針（案）のポイント】 ○中学校全学年における 38 人学級の実施のため、教諭を加配 ○児童生徒の食の指導又は全員喫食制中学校給食実施のため、栄養教諭を加配 ※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校においては全学年で35人学級を実施
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ☐ 上記案により、公布する。 ☐ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 ☒ その他（本方針に基づき、教職員配置を行う。）

議案第35号

令和7年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について

令和7年度堺市立学校園教職員定数配分方針について、次のとおり策定する。

令和6年11月18日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

(案)

令和7年度堺市立学校園教職員定数配分方針

第1 堺市立幼稚園教職員定数の配分方針

堺市立幼稚園教職員定数は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）を標準として次のとおり定める。

1 園長・教員

- (1) 園長を、幼稚園に各1名配置する。
- (2) 幼稚園の実情に応じて、准園長又は主幹教諭を幼稚園に配置することができる。
- (3) 学級数に1名を加えた教員数を配置する。
- (4) 預かり保育を実施する幼稚園に教員を加配できる。
- (5) その他幼稚園の実情に応じた課題解決のため、教員を加配できる。

第2 堺市立小・中学校教職員定数の配分方針

堺市立小・中学校教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を標準として次のとおり定める。

1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に各1名配置する。
- (2) 教頭を、学校に各1名配置する。学校の規模や実情を勘案し、1名加配できる。
- (3) 副校長を、夜間学級を設置する中学校に1名配置する。
- (4) 学校規模に応じた教員数を配置する。学校規模に応じた教員数は、夜間学級を除いた通常学級数（小学校1～6年生は児童数を35で除した数、中学校1～3年生は生徒数を40で除した数により算出した数）により算出した教員数（別表1及び2）に、特別支援学級数を加えた数とする。
- (5) 中学校夜間学級の規模に応じて教員数を配置する。

(6) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。

- ①少人数による授業などきめ細かな指導を行うため
- ②中学校1～3年生において、個の学びに添った指導を行うため
- ③外国語教育を充実するため
- ④小学校において専科指導を行い、教科担任制を推進するため
- ⑤生徒指導の対応のため
- ⑥日本語指導を行うため
- ⑦児童生徒への支援を行うため
- ⑧通級指導を行うため
- ⑨主幹教諭の配置に伴う学校マネジメント機能の強化のため
- ⑩教員の質の向上に向けた研修機能の強化のため
- ⑪ I C T活用の推進をめざすため
- ⑫総合的な学力向上の研究を行うため
- ⑬学校群マネジメントを働かせた先進的な取組を行うため
- ⑭その他学校の実情に応じた課題解決のため

2 養護教諭

- (1) 小学校・中学校に各1名配置する。児童数851人以上の小学校・生徒数801人以上の中学校に、養護教諭を1名配置する。
- (2) 児童生徒の心身の健康に資する研究に取り組む学校に養護教諭を加配できる。
- (3) 児童生徒の健康又は保健室業務の支援について巡回指導を行うため、養護教諭を加配できる。

3 栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）

- (1) 単独調理校に完全給食を実施する児童生徒数を考慮し、栄養教諭等を配置する。
- (2) 児童生徒の食の指導又は全員喫食制中学校給食実施のため、学校の実情に応じて栄養教諭等を加配できる。

4 事務職員

- (1) 小学校・中学校に各1名配置する。27学級以上の小学校、21学級以上の中学校に事務職員を1名配置する。

- (2) 要保護・準要保護の児童生徒数が100人以上かつ、全在籍児童生徒数の25%以上の小学校・中学校（27学級以上の小学校、21学級以上の中学校を除く）に事務職員を加配できる。
- (3) 事務の共同実施を通じて事務機能の強化に取り組む学校の実情に応じて事務職員を加配できる。
- (4) 学校群マネジメントを働かせた事務の体制強化に取り組む学校に事務職員を加配できる。

第3 堺市立高等学校教職員定数の配分方針

堺市立高等学校教職員定数は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）を標準として次のとおり定める。

1 校長・教員（養護教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に1名配置する。
- (2) 准校長を、定時制の課程に1名配置する。
- (3) 教頭を、全日制の課程に2名、定時制の課程に1名配置する。
- (4) 全日制・定時制の課程及び学科の収容定員と学科数に応じた教員数を配置する。
- (5) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
 - ①理科・数学教育の充実のため
 - ②普通教科における少人数による授業などきめ細かな指導を行うため
 - ③国際的に活躍できる人材の育成のため

2 養護教諭

- (1) 全日制の課程・定時制の課程に養護教諭を各1名配置する。
- (2) 学校の実情を勘案し、養護教諭を加配できる。

3 実習助手

全日制・定時制の課程及び学科の収容定員と学科数を勘案し、実習助手を配置できる。

4 事務職員

- (1) 経営企画室に、室長を1名配置する。
- (2) 全日制・定時制の課程及び学科の収容定員を勘案し、事務職員を配置できる。

第4 堺市立特別支援学校教職員定数の配分方針

堺市立特別支援学校教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を標準として次のとおり定める。

1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に各1名配置する。
- (2) 教頭を、学校（分校を除く。）に各1名配置する。小学部及び中学部の学級数が27学級以上の場合、1名配置する。
- (3) 副校長を、分校に1名配置する。
- (4) 学校規模に応じた教員数（別表3）を配置する。
- (5) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
 - ①自立活動の指導や個別指導・相談の充実のため
 - ②地域支援や地域交流の充実のため
 - ③その他学校の実情に応じた課題解決のため

2 養護教諭

学校（分校を含む。）に各1名配置する。小学部及び中学部の児童生徒の数が61人以上の場合、養護教諭を1名配置する。

3 栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）

完全給食を実施する学校（分校を含む。）に栄養教諭等を各1名配置する。

4 事務職員

- (1) 学校（分校を含む。）に事務職員を各1名配置する。
- (2) 学校の規模や実情を勘案し、事務職員を加配できる。

第5 その他

各学校園の定数等については、校長の裁量により学校の自主性、自律性を高めるなど、幼児児童生徒や地域の実態に合わせ活用できるものとする。

別表

1 小学校

通常学級数	教員数	通常学級数	教員数	通常学級数	教員数
1	2	21	23	41	45
2	3	22	24	42	46
3	4	23	25	43	47
4	5	24	26	44	48
5	6	25	27	45	49
6	7	26	28	46	51
7	8	27	29	47	52
8	9	28	30	48	54
9	10	29	31	49	55
10	11	30	33	50	56
11	12	31	34	51	57
12	14	32	35	52	58
13	15	33	36	53	59
14	16	34	37	54	60
15	17	35	38	55	61
16	18	36	40	56	62
17	19	37	41	57	63
18	20	38	42	58	64
19	21	39	43	59	65
20	22	40	44	60	66

(表中の教員数には校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)

2 中学校

通常学級数	教員数	通常学級数	教員数
1	3	21	34
2	5	22	35
3	7	23	37
4	8	24	38
5	9	25	40
6	11	26	41
7	12	27	43
8	13	28	44
9	15	29	46
10	17	30	47
11	18	31	49
12	20	32	50
13	21	33	52
14	23	34	53
15	24	35	55
16	26	36	56
17	27		
18	29		
19	31		
20	32		

(表中の教員数には校長・副校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)

3 特別支援学校

学級数	小学部 教員数	中学部 教員数	学級数	小学部 教員数	中学部 教員数
1	2	4	21	25	33
2	3	6	22	26	35
3	5	8	23	27	36
4	6	9	24	28	37
5	7	9	25	29	38
6	8	11	26	31	40
7	9	13	27	32	41
8	10	14	28	33	43
9	12	16	29	34	44
10	13	18	30	35	46
11	14	19	31	36	48
12	15	19	32	37	49
13	16	21	33	38	50
14	17	22	34	39	52
15	19	24	35	40	54
16	20	25	36	41	54
17	21	27	37	42	
18	22	29	38	44	
19	23	30	39	45	
20	24	32	40	46	

(表中の教員数には校長・副校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)